

幼齢動物の販売規制

幼齢の動物、特に犬及び猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなります。

このような犬や猫が増えると、飼い主による飼養が困難になり、都道府県への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。

そのため、一定期間親兄弟等と一緒に飼養し、販売等をしないようにすることが必要です。

改正動物愛護管理法では、生後56日を経過しない犬及び猫の販売、販売のための引渡し・展示が禁止されました。

ただし、制度を円滑に施行し、全ての犬猫等販売業者に遵守していただくため、改正動物愛護管理法の施行時(平成25年9月1日)から3年間は、生後45日を経過しない犬及び猫の販売等が禁止されます。

また、早期の親等からの引き離しが問題であるものの、昨今の飼養環境の変化や扱われる品種の変化を踏まえ、どの程度の日数が最低限必要であるかは、十分解明されていない部分があります。一方、規制の遵守のためには生年月日の証明等、販売規制の担保措置についても充実させる必要があります。

そのため、国では、今後、親等から引き離す理想的な時期について調査・検証し、マイクロチップの活用等担保措置の検討を行い、それに基づき、日数が定められることとなります。

